

## 建設トップランナー倶楽部幹事会規則

(名称)

第 1 条 本会は、『建設トップランナー倶楽部幹事会』という。

(事務所)

第 2 条 幹事会は、事務所を東京都文京区向丘 1-5-4 ワイヒルズ 2F 米田事務所内に置く。

(目的)

第 3 条 建設業のおかれた厳しい状況と闘いながら夢を持って新事業や技術開発へ邁進する建設経営者が集まり、持続可能な社会基盤作りや従来の枠を超えた地域再生を目指す。

(事業)

第 4 条 幹事会は前条の目的を達成するために、フォーラム開催、研修、部会活動、会員相互の情報交換、調査研究、政策提言等の活動を行う。

(会員および特別会員)

- 第 5 条 幹事会の会員は、第 3 条の目的に賛同して入会した個人又は企業・団体等とする。
- 2 幹事会に特別会員をおくことができる。特別会員は、代表の要請に応じて会員となり、入会金、年会費の納入を免除される。
  - 3 会員および特別会員は、「建設トップランナー倶楽部幹事」と称する。

(入会手続き)

第 6 条 幹事会の会員になろうとする者は、入会申込書を代表幹事に提出し、役員会の承認を得なければならない。  
入会に際し、会員または特別会員 1 名の推薦を必要とする。

(入会金及び会費の納入等)

第 7 条 幹事会の会員は、入会金 100,000 円、年会費 100,000 円を納めなければならない。なお、年会費は毎年 1 月末までに納めなければならない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

1. 退会したとき
2. 除名されたとき

(退会)

- 第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表幹事に提出しなければならない。
- 2 個人会員が死亡、又は法人会員等が解散したときは退会したものとみなす。

(除名)

- 第10条 幹事会の会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の議決により、これを除名することができる。
1. 会費納入期間を過ぎ、勧告を受け、一ヶ月を過ぎても会費を納入しないとき。  
ただし、特定の事由により、役員会の承認を得たものはこの限りとしない。
  2. 幹事会の活動に非協力的かつ活動への不参加が多く見受けられるとき。
  3. 幹事会の目的、規則に反し会の名誉を著しく傷つける行為のあるとき。

(権利の喪失)

- 第11条 退会、又は除名された会員は、会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費、その他この会の資産に対して何等請求することができない。

(役員の種類)

- 第12条 幹事会に、次の役員をおく。
- |         |       |
|---------|-------|
| 1) 代表幹事 | 2名以内  |
| 2) 運営幹事 | 15名以内 |
| 3) 部会長  | 若干名以内 |
| 4) 監事   | 2名以内  |
| 5) 事務局長 | 1名以内  |
- ただし、役員として顧問を若干名置くことができる。

(役員資格及び選任)

- 第13条 幹事会の役員は、会員たることを要し、幹事会において選任される。

(役員任期)

- 第14条 幹事会の役員任期は3年とする。
- 2 増員又は補欠により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員が辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。但し、顧問はこの限りではない。

(役員の仕事)

- 第15条 代表幹事はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 運営幹事は会の運営を統括する。
  - 3 部長は部の運営を統括する
  - 4 監事は財産の状況を監査し、幹事会に報告する。
  - 5 事務局長は会務の運営を統括する
  - 6 顧問は幹事会の役員会の構成メンバーとして意見を述べる事ができ、代表からの要請に対して協力をする。

(事務局)

- 第16条 幹事会に事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長、その他職員を置くことができる。
  - 3 事務局の職員は代表幹事が任免する。
  - 4 前3項のほか事務局及び職員に関することは、代表幹事が役員会に諮り、別途定める。

(会議の種類)

- 第17条 幹事会の会議は次の通りとする。
- 1) 幹事会
  - 2) 役員会
- 2 幹事会は、幹事の過半数の出席が無ければ開催することができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、書面を持って表決を委任することにより出席したものとする。

(部会)

- 第18条 幹事会の事業活動を推進するため、必要に応じて部会を設定することができる。

(会計年度)

- 第19条 会の会計年度は、毎年1月 1日から 12月 31日までとする。

(資産の構成)

- 第20条 会の資産は次に掲げるものを持って構成するものとする。
- 1) 入会金
  - 2) 年会費
  - 3) 寄付金

#### 4) その他の収入

(経費の支弁等)

第21条 幹事会の経費は、資産を持って代弁する。

2 毎会計年度の決算に於いて剰余金が出た場合、翌年度に繰越すものとする。

(規約の変更)

第22条 会の規約の変更は、幹事会に於いて出席幹事の過半数の同意を得なければならない。

(附則)

第23条 幹事会の規約は、平成23年1月1日より施行する。

幹事会の活動期間は、上記の規約施行日より3年間とする。ただし、その後は、3年毎に活動期間を更新することができる。

※規約にないものは内規にて定める。

\*付記

平成23年1月1日：施行

平成26年2月7日：第23条を変更